

## 新潟市シアン化合物含有豆類の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「シアン化合物含有豆類の取り扱いについて」（昭和37年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長通知）に基づき、シアン化合物含有豆類を用いた生あん類を製造する際の適正な取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(許可等)

第2条 シアン化合物含有豆類を使用して生あん類を製造する業者（以下「取扱い業者」という。）は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法律」という。）第55条の規定に基づく「菓子製造業」の許可を受けなくてはならない。

(申請及び承認)

第3条 取扱い業者は、製造を行う際に別記様式第1号によるシアン化合物含有豆類使用承認申請書に次に掲げる書類を添付して申請し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 食品衛生法第55条による菓子製造業の許可書の写し

(2) 食品添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）の規定に基づく製造基準に適合していることがわかる書類（製造工程表等）

2 市長は前項の申請について承認した場合、別記様式第2号によるシアン化合物含有豆類使用承認書を交付するものとする。

(報告)

第4条 取扱い業者はシアン化合物含有豆類を購入した場合、法第28条第1項の規定に基づき別記様式第3号によるシアン化合物含有豆類購入報告書を購入後14日以内に市長に届出なければならない。

(廃止)

第5条 承認製あん業者は、承認製あん業を廃止した場合は、直ちに第3条のシアン化合物含有豆類使用承認書を添えて別記様式第4号によるシアン化合物含有豆類使用廃止届を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成12年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従来 of 青酸化合物含有輸入雑豆の取扱い要領（昭和32年環衛第1713号 新潟県衛生部長通知）により承認を受けた取扱い業者は、この規則により承認番号を受けた者とみなす。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

## シアン化合物含有豆類使用承認申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者住所

（法人の場合は  
その所在地）

氏 名

（法人の場合はその名称  
及び代表者の氏名）

電 話 （ ） -

シアン化合物含有豆類を、生あん製造の原料として使用したいので新潟市シアン化合物含有豆類の取扱要領第3条により申請します。

1 営業所所在地	新潟市
2 営業所の名称	
3 製あん能力 （1日あたり使用量 及び製造量）	

### 添付書類

- 食品衛生法第55条による菓子製造業の許可書の写し
- 食品添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）の規定に基づく以下の製造基準に適合していることがわかる書類（製造工程表等）
  - （1）つけ込みは温湯を用いて4時間以上おこなう。
  - （2）煮込みは、渋切りを1回以上行った後十分に煮沸を継続する。
  - （3）製あん機にかけて製あんした後、水そうで3回以上十分にさらす。
  - （4）その他（ ）

注) 1 に該当する製造方法の場合、印を記入してください。

2 その他の場合、具体的な製造方法を記入してください。

住所

氏名

新潟市長 印

## シアン化合物含有豆類使用承認書

年 月 日に申請のありましたシアン化合物含有豆類を生  
あん製造の原料として使用することを，条件を附して下記の通り承  
認します。

### 記

営業所所在地 新潟市

営業所の名称

承認番号

### 条 件

- シアン化合物含有豆類を購入した場合の報告書（別記様式第3号）の提出を遵守すること。
- 上記事項に違反した場合は，承認を取り消す場合がある。

# シアン化合物含有豆類購入報告書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者住所

（法人の場合は

その所在地）

氏 名

（法人の場合はその名称

及び代表者の氏名）

電 話 （ ） -

承認番号

下記のとおり、シアン化合物含有豆類を購入したので新潟市シアン化合物含有豆類の取扱要領第4条の規定に基づき報告します。

1 購入先業者	住所
	氏名
2 購入年月日	年 月 日
3 購入数量	袋数
	重量
4 その他	

別記様式第4号（第5条関係）

## シアン化合物含有豆類使用廃止届

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者住所

（法人の場合は

その所在地）

氏 名

（法人の場合はその名称

及び代表者の氏名）

電 話 （ ） -

シアン化合物含有豆類の取り扱いを廃止しますので，新潟市シアン化合物含有豆類の取扱要領第5条の規定により届け出ます。

1 営業所所在地	新潟市
2 営業所の名称	
3 シアン化合物含有豆 類使用承認番号及び 承認年月日	承認番号：
	承認年月日： 年 月 日
4 廃止年月日	年 月 日

（添付書類）

シアン化合物含有豆類使用承認書（別記様式第2号）